

令和5年度 第2回徳島県男女共同参画会議 議事概要

1. 日 時 令和5年11月2日（木）午後1時30分から午後3時まで

2. 場 所 徳島県庁 10階大会議室

3. 出席委員の氏名

阿部 頼孝	徳島文理大学名誉教授
太田 恵理子	徳島青年会議所委員
木村 直子	鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授
斎藤 誠一郎	徳島県医師会常任理事
佐藤 かおる	徳島労働局雇用環境・均等室長
佐野 崇之	公募委員
妹尾 幸音	公募委員
坪内 奈津子	徳島県女性協議会会長
鳴滝 貴美子	和田島漁業協同組合女性部部長
坂東 良美	徳島大学AWAサポートセンター長
平野 文子	徳島県助産師会監事
藤田 育美	徳島県婦人団体連合会会長
三木 裕子	日本労働組合総連合会徳島県連合会女性委員会事務局長

<会議次第>

1 開 会

未来創生文化部長あいさつ

2 議 事

- (1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」（素案）について
- (2) その他

3 閉 会

<資料>

- 資料1 「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」概要
- 資料2 「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」（素案）
- 資料3 「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」策定に係る民間団体ヒアリング結果
- 資料4 令和5年度男女共同参画施策の概要
- 資料5 「オープンとくしまe-モニターアンケート」（男女共同参画に係る意識調査）の調査結果

参考資料1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

参考資料2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律のポイント

<議事概要>

1 議事(1)「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画(仮称)」の素案について事務局(男女参画・人権課)から説明。

2 質疑応答・意見交換

(会長)

それでは、これから質疑・意見交換に移りたいと思います。ご意見、ご質問のある方は、私のほうへ何らかのアクションを起こしていただければありがたいと思います。

まず、最初に、この前の10月16日に行われました検討部会では、様々な議論が出ました。特に中心になったのは、現場で、例えば、こども女性相談センターに対するどういう相談が多いのかというふうなこと、特にセンターの3人の方にご出席をいただいておりますので、そういうことについて、お話をお聞きしました。

それから、もう一つは、性教育の問題についても話が出ました。今日は、こども女性相談センターの方に加えて、教育委員会の方にもご出席をいただいておりますので、いろんなご質問なり、ご意見を賜ればと思います。

まず、前回の検討部会で、委員さんから策定の趣旨の中に基本理念の部分で重視されている、困難を抱える女性のそれぞれの意思が尊重されるとか、人権が擁護されるべきとか、そういうキーワードを基本理念に該当する部分に入れておいた方が良いのではないかというご意見をいただきました。委員さん、ご発言をお願いします。

(委員)

こちらの検討部会のほうで、部会長代理をさせていただきました。話し合いの中で、やはり、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」ができて、その中でも新しい基本理念として、参考資料1の基本理念第3条というところに三つ基本理念が示されています。これらの内容をしっかり踏まえた県の方針を示す必要があるのではないかとということで、委員の皆様にもご賛同いただき、また県のほうでも検討いただきまして、今回このようなかたちの方針としてまとめていただくことになりました。以上です。

(会長)

その他の委員の皆様、引き続き何かご意見があればお願いいたします。いかがでしょうか。

(委員)

資料3のところに、計画策定に当たってのご意見というところで、教育、人材の確保・養成についてはというところなんですけれども、DVを受けるとか、妊娠をするとか、性教育っていうのは、困難な女性をつくらない一丁目一番地だと思うんです。それで日本は、ユネスコから包括的性教育について勧告を受けております。これは本当に、身体だけの教育ではなくて、身体生殖の仕組みだけではなくて、人間関係、性の多様性、ジェンダー平等、幸福度など幅広いテーマをしておりまし

て、それについて日本弁護士連合会からユネスコの勧告を受けて、是非とも日本も実施するようになっております。やっぱり、私たち女性がたくさん寄ったときに実際に困っているのは、DV被害者だけれども、そこに至るまでの経緯というのもあると思うんです。それで、今、学校の中でどのような性教育を受けているかというのは、前の部会のときにも話が出たんですけども、本当に学校の教育が一番重要だと思っております。できるなら、阿南市が今年度、全部の学校に性教育をするっていうことになっておりますので、今までの、学校が要望したら行くというのではなくて、是非とも全県下の小・中学校、高校に性教育ができるような人を派遣してもらいたいなと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

今のご意見についてですけれども、前回の計画検討部会のほうでも、性教育の重要性というのが議論になったところがございます。まず、その議論を踏まえて、今回の素案を修正した箇所をちょっとご紹介させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

19ページをご覧くださいませでしょうか。まず、ここの基本目標3でございますけれども、先ほどの事務局からの説明もございましたが、前回、計画検討部会では基本目標1と2しかなかったのですが、相談窓口の周知と教育・啓発の推進が非常に重要だということで、特出しでこの項目をまず作らせていただきました。その中で、性教育の話が出ましたので、この19ページの下から2段目の「・」のところがございますけれども、学校教育において云々というところがございません。性的成熟に伴い、自分の行動への責任感や異性を理解し尊重できる態度が必要である指導を行い、妊娠や出産について生徒が正しく理解できるようにします、というところですね、ここの項目を皆さんの意見を踏まえて今回追加させていただいているところでございます。とりあえず以上でございます。

(委員)

すみません、もう一步踏み込んで、日本は、性行為とかそういったところは学校で教員が教えてはいけないということになっていきますよね。性行為を生徒の前では話してはならないということになっているのではないんですか。違うんですか。何か、そこを踏み込んで教育しないっていう方針があると聞いたんですけども、外国では、それこそ人形使ってね、しております。やっぱりこういったことも、自分の身体がいかに大切に、相手の身体がいかに大切かということについて、実技ではないですけども、そういったことに近いような教育が要るのでないかと思うんです。まだ、学校教育の中でどれだけの時間が性教育に使われているかというのを、すみません、私知らないのでも申し上げました。よろしくお願いいたします。

(会長)

今、ご指摘にあった点を学校現場で、ちょっと「はどめ規定」のようなものがあって、具体的にはですね、セックスそのものに関する事、それから妊娠・出産に関する事については、ある程度オブラートに包んでというふうな、いわゆる「バックラッシュ」があって、その影響もあって、行き過ぎた性教育ということには慎重であるべきだというようなことがずっと残っているんです。ですから、たぶんそのことをご指摘なんだろうと思います。それで、先ほどの阿南市の話なんですけど、阿南市も全ての学校で性教育に取り組んでいるようです。私の理解しているところでは、多少

学校によっても温度差もあるし、それから、中学校と小学校でも違いますので、一番始めとしてデートDVの講習は全ての学校でやろうと、まずそこからスタートしようというふうなことだと私は理解をしております。

今日せっかく教育委員会の方がお見えになっておりますので、一体どういうところでご苦労されているのかについてお聞きかせいただきたいと思います。もちろん性教育に使える時間そのものも実は限られているんですよね。だから、我々のときだったら保健体育の時間で習ったりとか、あるいは、特活の中でやっていたりしていたんですが、我々も今、教育現場でどういうふうな取り組みがなされているかということについて、そのあたりを簡単にどなたかでもご説明いただけたら、お願いします。

(事務局)

先ほどの性教育についてなんですが、徳島県では、各学校で、まずは学習指導要領に基づいて、各教科、道徳の時間であったり、特別活動等を中心に教育活動全体で計画的に進めているところがあります。その中で、例えば、講習会とかを通じてデートDVの講習を受けたりですとか、妊婦さん体験をしたりとかということをしている学校もあれば、小学校のときには生理のことについて、月経のことについて深く学んだりとかいうようなことを中心にしているのが今の状況であります。

(会長)

他に補足されることがあれば、お願いします。

(事務局)

子どもたちを性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもさせないということ、そして、性被害、性暴力の背景にある性差別意識の解消を図るために、文部科学省と内閣府等が連携した「生命（いのち）の安全教育」の推進を図っています。令和5年度より、徳島県だけ、阿南市だけではなく、全ての学校で推進しています。

県教育委員会といたしましては、昨年度、「生命（いのち）の安全教育が始まります」という啓発チラシを県のホームページで公開しています。また、令和3、4年度、文科省の指定に基づいて阿南市教委、阿南市立大野小学校、阿南市立阿南第二中学校で取り組んでいただいた教職員研修、児童生徒への実施内容、指導案等の指導モデルをダウンロードできるように公開し、横展開を図っています。人権教育課からの補足は以上です。

(会長)

ありがとうございました。

やっぱり県教委でもしっかり取り組んでいただいているということですね。まずは、パイロット事業として阿南市で小学校中学校がそういうのをやって、その結果を今度は踏まえて、それを全県下の学校に展開しようとされています。大きく社会の流れ、節目はたぶん変わってきていると思うんですね。だから、例えば身近な問題でいえばジャニーズの問題なんか、例えば当事者からすれば、されたことがスキンシップなのか、あるいは性的なものを含んだのかとか、多分、おそらくそういう教育を受けてなかったら多分わからなかったんじゃないかなと思いますね。自分が後から考えて

みて、あれは自分としては不愉快だったと気付く場合もあると思います。それが女性の場合だったら、まだ親に言ったりしたらすぐに表に出たと思うんですけども、やっぱり男性であったということで、なかなか出にくかったんじゃないかなというふうなこともあります。それから、自衛隊における被害を女性自衛官の方が発表したとかいうふうなことも通じて、大きな転換点にあるんじゃないかなと思います。そういう大きな流れ、世間の社会の大きな流れ、世論の流れがあって教育委員会も初めて動けるといえるか、社会のニーズが必要なのだらうと思います。

ですから、我々が今やっていることもこういう中でちゃんと文言として入っていけば、例えば人権教育課がやっていること、それから体育健康安全課がやっていることも、困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画の中でちゃんと位置づけられてくるということになろうかと思えます。

それではそれ以外の方、ご意見がございましたらお願いします。

(委員)

私の方からは、少し方向を変えて、女性支援というのは非常に良いと思うんだけど、男性支援というのが無いよね。男女共同参画だから女性から見た目と男性の支援と。男性は今独身が多いし、結婚してもお母さんが見ない。女性の方が見なくて、男性の方が見ると。その男性の支援というのがやっぱり要るんじゃないと。そこは一つ私が思うことと、それと、性教育については、今高齢社会になっております。高齢社会になって、女性も男性も施設に入って、性的問題がたくさん起こっておりますから、高齢者がどういうふうにこれからの性を考えていったらいいかと、そういう視点がいるんじゃないかというのが1点と。

もう1つは、私、保護観察って、子どもを20年間で、20名から30名預かったんです。家で一緒に生活して。その中で問題は、やっぱり、お父さんやお母さんに育てられなくて、施設で育った人が、非常に性的問題とかいろんな問題を抱えて犯罪を起こしてしまうという例がありますので、学校教育もそうなんですけど、施設の中でのそういう教育が必要なのではないかと、こういうふうに、女性の支援はいいんですけど、やっぱり、高齢者、男性、それから弱い子どもたちや施設の教育というのもこういう中に盛り込んでほしいなと思いました。

(会長)

ありがとうございました。

今日のテーマが「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画」素案に対する意見ということで、委員のご意見というのは、もっと言えば、男女共同参画計画そのものに対してこういうところが抜け落ちているんじゃないかなというご指摘じゃないかなと思います。補足されることがあれば。

(事務局)

まず、男性支援が必要でないかということでございます。この前議論していただきました男女共同参画基本計画の方には男性支援のことについて記載があるところがございます。今回の「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画」の方でございますけれども、そもそも女性が女性であることによりまして、性的な被害に遭いやすいとか、予期せぬ妊娠が起こり得るとか、不安定な就労状況とか、経済的困窮、孤立とかいう問題が生じる、女性が女性であることによって生

じる問題がいろいろあると。そのことに対してどう対応していこうかということですので、こういう形になっております。

男性につきましては、男女共同参画総合支援センターときわプラザにおいて、現在、仕事の悩みとか家族とか夫婦関係とか人間関係等の様々な悩みについて、電話相談とか面接相談とか受け付けておりますし、男性の臨床心理士による相談も受け付けていたりします。それから、男性の性的被害っていうのも、徳島被害者支援センターというところがあるんですけども、そこで相談窓口を置いてありまして、男性についてもいろいろ支援をしているところでございます。それがまず1点でございます。

それと、高齢者の視点ということなんですけれども、この計画自身にも、それぞれの困難な女性について、それぞれの背景について十分考えていかなければいけないということでもございまして、16ページが一番上の段落、上から4行目くらいになりますけれども、ここは、女性への包括的継続的な支援というところでございますけれども、高齢者、障がい者、性的マイノリティーとか多様な支援対象者について、その本人の状況に応じた支援を考えていくということを基本理念に掲げてあります。その中で高齢者の特有の問題みたいなのも配慮しながら支援をしていくとしております。それから、施設で育ったということでもいろいろな問題を抱える方、これも同じように、2ページに戻っていただきたいんですけども、特に施設にいらっしゃることは明記してございませぬけれども、その人自身の国籍とか出自とか疾病とか障がいとか過去の経験等々によって、いろいろな問題にも複合的に直面しているケースが考えられるということで、関係機関と連携して対応していくような形でこの計画を策定しているところでございます。以上でございます。

(会長)

時間的に限られた中ですが、本会議には、本県の男女共同参画に関する、それぞれ知見を持った方がご出席ですので、できたら一言ずつでもご意見なり感想なりをいただきたいと思っておりますので、お願いします。

(委員)

基本目標のところ、学校教育の性教育というところは、以前から保健体育の教科書では出てきているんですよね、性教育のことについて。私も高校卒業した学生にたくさん今まで接してきたんですけども看護学校で。でも、来た学生はほとんど知りません。中学校のときの保健体育の教科書持ってきてみて言ったら、持ってきたら載っているんですよ。だけど、学生、生徒の中では、そこまで自分のことと捉えてないでないです。やっぱり教科書だけではなく、もっと具体的に妊娠とかを避けるためには受胎調節まで教えてあげるべきでないかなと思うんです。

先日の会議のとき言ったんですけど、外国だったら小学生でもランドセルの中にコンドームが入っているって言っていますので、小さい時から少しずつ性教育をし、男女ということにおいて、人生の一生に関わるような大事なことに関わっていくということを小さい時から知らせてあげることが非常に大事なことだと思います。小学校、中学校と継続した教育を、教育方針の中に盛りこみ、私たちは性教育（出前講座）と言うことで学校から呼ばれたら行ってますが、それ1回きりですよ。1時間か2時間かかっていう感じで。けどもそうじゃなくて、やっぱり学校の先生も私たちもみんなが、少しずつでも正しい知識、認識を持てるよう継続教育することの必要性を感じます。

(会長)

ありがとうございます。

この前も、ちょっと話題になったのは、いわゆる望まない妊娠のことですね。その場合に、女性の方の負担がものすごく大きくて、ひょっとしたら人生を変えてしまうようなことにもなりかねないことも考えられます。でも、ものすごく安易な気持ちでデートDVの延長線上ですけども、断ったらちょっと2人の関係が上手くいかなくなるんじゃないかみたいな話でね、その辺りも議論に出たところですよ。

(委員)

不同意性交等罪というのがもう施行されておりますので、そういったことも、教育に盛り込んでもらったらいいのかなと思います。

(会長)

ありがとうございます。

それからですね、具体的には一番可能性のある問題としては、やっぱり現実としてDVに苦しんでおられる女性の存在ですね。DVに実際に苦しんでおられる方々に対する支援というのがかなり大きなこの法律の対象になっていると思います。その辺りも含めて、お願いできますか。何でも結構です。お願いします。

(委員)

大きく2つ話そうかなと思っているんですけど、資料3に書かれているのが民間団体のヒアリング結果が書かれているので、すごく本当に支援団体のニーズが書かれているかなと思うんですけど、そこに人件費とかが助成金とかの話があると思うんですけど、今スタッフの人件費が含まれないとかいうところがあったりしますので、そのなかなかボランティアだと続けていくとか人を増やすとかっていうのが難しかったりするっていうところで、法律とか計画を立てるっていうことに対してはすごくそれはそれでいいと思いますし、書いていることもそんなに特に問題ないかなと思うので、実際に今こういう支援で課題があって、実際にニーズがあってそれに対して県としては改善こういうふうにしていますっていうところが見えるかたちで施策のほうをしていてもらいたいなっていうところで、そこに本当にお金とか人とかっていうところに、ちゃんときちんと予算とかかけることが本当に支援につながっていくと思うのでよろしくお願いします。

少しお金関係の話になってくるんですが、ひとつ例を言うと、つながり支援ピアサポートとくしまっていう、徳島県がやっている事業があるんですけども、これは内容でいうと生理用品を無料で配布したりとか、ピアサポートっていうかたちで女性が女性の相談とか、そういう支援をするっていうのを事業でされているんですけど、これも何月かはわからないですけども、どうしても年度の事業なんで、一度3月で年度が終わって、次の年度にまたプロポーザルがあって、プロポーザルが取れたら予算が下りて、また支援が始まるっていうところで、結局年度が終わるので3月で終わってしまうっていう、その間だったりとか、予算が取れなかったらせっかくいい支援でも継続できないとか、そういうことがあったりしますので、継続するためにどういうかたちで支援するのがいいのかっていうところは是非、すでにいい活動とか支援されている団体さんいると思いますので、よくコミュニケーション取って、ぜひ活動しやすいような支援につなげてあげてほしいなとい

うところが大きく一つ目になります。

もう一つなんですけども、資料2の素案の8ページ目、アンケートで悩みを相談しなかった、できなかった理由についてというところで、一番多いのが、相談しても思うような対応を期待できないと思ったというのが40パーセントで多いかなと思うんですけども、こういう相談窓口がありますっていうのを周知しても、困っていることに対して相談してどういう支援とか、どういうふうに解決というかつながっていくのかっていうのがどうしてもイメージできないと、なかなか相談してもみたいところがあったりするかなと思いますので、個人情報とかそういうのもあるので、公開できる内容もあるのかもしれないですけど、こういう悩みごととかそういうDVとかそういうのに対して、ここに相談窓口があって、相談したら事例としてこういうふうな支援を受けて、継続的な支援があって、こういうふうな改善とかそういうふうにつながっていきますみたいところの、これから相談したい人がちゃんとそういう困っていることに対して解決できるまでの見える化みたいところをわかりやすくしてもらって、そういうのを徳島県全体であったり支援する人に対してであったり、全体的に周知してもらえれば、もう少しこの相談しても意味がないんじゃないかというところなどは減っていくかなと思いますので、是非そういう相談窓口だけじゃなくて、どういう支援があるかというところも含めてぜひ周知してもらえたらなと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

事務局から、何かありますか。

(事務局)

今の支援の内容の話ですけれども、これも19ページに書かせていただいたんですけども、基本目標3の1ですね、相談窓口の周知というのではなくて、支援内容の周知とわざわざ書かせていただいたのは、そういうところの部分ができてないのではないかと我々も認識を持っておりまして、これに書かせていただいております。工夫してできるだけ周知をできるようにしていきたいと思っております。

(委員)

私自身本業のほうで、障がい児通所支援事業とか、認可保育園の経営をしております、私の息子が障がい児で、保育園に入れなかったという経緯から起業しております。なので、私の立場からは、障がい児を育てる親だったりとか、もしくは今離婚をしているので、独り親という立場から思った意見を述べさせていただきます。

先ほどの意見とも被るんですけども、資料2のデータを見ていて思ったことなんですけども、資料2のときわプラザ、男女共同参画総合支援センターでそういった相談窓口の機能があるということのを正直初めて知りまして、私の中ではときわプラザのイメージは、それこそこの県の資料にもありました、女性の創業ステップアップ支援事業で、花咲かねーさん企業組合の前回の代表理事をさせていただいていたんですけども、その時の企業支援をするっていうイメージがすごくありました。ただ、困難を抱える女性への支援というイメージがなかったので、そちらをもっと全面に押し出すと非常にいいかなあと思ったのと、ただ、データはですね、相談件数がすごく上がっていているのはなぜなんだろうと。きっと恐らく高を奏しているというか、何かしら施策を打ったのがこのよ

うなデータにつながっているのかなあと思ったので、そこを伸ばしていくことによって更なる認知が広がるのかなと思ったのと、それと反対にですね、資料2の3ページのこども女性相談センターの方の相談状況というのは軒並み減っていつている。このデータが何かしら矛盾があるのか、もしくは、従来はこども女性相談センターに相談していた方たちがときわのほうに流れているのか、こちら辺の分析をどのようにされているのかなというのが気になったのが1点です。

あと2つ目も、こちらは資料3のほうなんですけれども、資料3の一つ目のページですね、支援を行うスタッフの person 費は補助金の対象とならないは、私も正直気になりまして、これはなぜこういった形になっているのかなというのが気になったのと、その次のページですね、2行目で、ひとり親で発達障がいグレーの方など親にリソースが少ない場合には容易に困難を抱える女性になると思うという文言があるんですけれども、もちろん親本人が発達障がいグレーだとすごく大変だと思うんですけれども、それに限らずひとり親というのは、女性男性に限らず相当困難を要するなと思いますので、私がもし提案させていただけるとするならば、例えば、障がい児グループホームみたいな枠組みをひとり親のほうにも当てはめるようなシステムはあるのかどうかというのが知りたいなと思ひまして。

具体的には障がい者グループホームっていうのは、例えば、4人とか8人の障がい者が1つのアパートに住んで、そこに支援員が一人、二人、24時間駐在することによりみんなが安心して過ごせるみたいな場所なんですけれども、そのひとり親バージョンみたいなのをつくることができれば、仮に支援員を保育士の資格を持った人、あるいは子育て支援相談員の資格を持った人を24時間二人ずつ常駐していることで、ひとり親でも安心して急な突発的な仕事に対応できるとか、そういった安心な環境をつくることができれば、徳島がすごく子育てしやすい環境になるなと思ひました。私自身一人で育てているわけではなくて、元夫ともすごく良好なので、元夫の協力、実家の協力があるから何とか仕事、子どもいながら障がい児がいながらできているという状況なんですけど、そうじゃない方のほうが大半だと思うので、ひとり親でも安心して仕事ができる環境っていうのをぜひ徳島から作っていきたいというふうに思ひております。私からは以上です。

(会長)

ありがとうございます。

本会議には、男女共同参画総合支援センターの所長が出席してくれています。できるだけいろいろな視点からのご発言をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

(事務局)

男女共同参画総合支援センターでの相談件数が令和3年度から4年度にかけて非常に上がっている要因として何があるかというところについてなんですけども、やはりコロナの関係とかありまして、いろんな精神的な部分でありますとか、皆さん方いろいろ悩みを抱えられた、それが結果に出ているんじゃないかと思ひていますが、そのなぜっていうところまでは分析できておりません。

男女共同参画総合支援センターでは、実は、相談機能は以前から行っています。先ほどご紹介いただいた「花咲かねーさん」の企業相談、これは令和3年に男女共同参画総合支援センターを機能アップしまして、今までの従来の相談に加えまして、創業相談であったりとか子育て相談であったりとかいろいろな機能をアップしてありまして、いろいろな広報もしました。そういった部分で周

知が図られて知名度が上がったといったところもこの相談件数の増加の要因に入ってきているのかなというふうには考えています。

男女共同参画総合支援センターの相談というのは、まずは、寄り添って、皆さん方に相談員が親身に話を聞いて、それでもって解決の方法を探っていくと、必要な相談場所があればそこに対してつなげていくといったことを行ってまして、それで、一人ひとりの状況に応じてこども女性相談センターの方とかいろいろな各方面につないでいったりですとか、場合によっては弁護士さんの相談につないだりとか、そういったことをやっております。

(会長)

確か、専門の相談員の方がおられるんですよね。

(事務局)

はい。相談員は4名体制で行ってまして、もちろん内容によっては弁護士さんのほうにもつながりますし、特に先ほど男性の方っていうお話もあったのですが、男性は特になかなか自分を出しにくいところもあると思いますので、男性心理士の方に来ていただいて、面接の相談というのもやっております。

(会長)

こども女性相談センターの令和4年度の速報値でちょっと減っているんじゃないかと思います。

(委員)

これはポジティブな意味です。相談件数が減っているっていうことはポジティブだと思うので、何か施策を打った結果が減っていったのかな、もしくはそれがときわプラザに流れていったのかな、どっちなんだろうって思ったという質問です。

(会長)

いかがでしょうか。

(委員)

何か減っているんだったら思い当たること、これが当たったというようなことがあればそこを伸ばしていったら減っていいんじゃないのかなと思いました。

(事務局)

相談件数が減っているということについてなんですけれども、先ほどのときわプラザとか他にもいろんな女性の方の相談窓口とかですね、以前よりも増えているということで、こども女性相談センター以外でご相談される方、いろんな相談窓口を選べる選択肢が増えたということで、減少なのかは思うんですけども、ちょっと確かなことはわからないんですけども、そのようなことが1つは考えられることとしてあるかなあとと思います。件数は減ってはいるんですけども、お一人お一人の抱えておられる状況というのは本当に複雑で、問題も多岐に渡っていて、本当に大変な状況がありますので、お一人お一人のご希望とかご意向に添ったかたちでできる限りの対応をさせていた

だこうということで、業務のほうは行っております。

(会長)

事務局、何か補足することがあればお願いします。

(事務局)

はい、先ほどの話で、18ページをちょっと見ていただけますでしょうか。18ページの7番で、支援対象者に寄り添った自立支援の最後の項目のところなんですけれども、母子生活支援施設というのがございまして、そこでですね、いろいろ離婚等により養育が困難になった18歳未満の子どもがいる家庭に対してですね、支援を行っている県の施策としてそういうのがまずございますので、これについては収入とかいろいろ制限があると思うんですけど、そういう制度もあるということでご紹介させていただきます。

(委員)

ありがとうございます。

これは、イメージなんですけど、収入面とDVを受けているとか条件が付いているようなイメージだったんですけど、そういうわけではなく。

(事務局)

ちょっと今詳細を持ってないんですけど、収入面はありますがDVは条件ではないです。収入で自分の払う負担金が確か違ったと思うんですけど。ひとり親の世帯の方が、さっきおっしゃった住居としてそこにお住まいになって、そこに支援員とか指導員さんがいらっしゃるというような施設になりますので、もし条件が合ってそういうところに入所が可能であれば支援者のフォローがあったりとかいうことはあるかと思えます。

(委員)

なるほど、承知しました。私はなにかと混同していると思います。DVを受けている人しかこういふところに入れないのかなっていうふう思ったんですけど、別個のサービスという認識で。

(会長)

続きまして、何でも結構ですのでお願いします。

(委員)

一言で困難な問題を抱えている女性っていっても幅広いものがありますので、非常に難しい問題だなと、よくここまで素案がまとまっているなというのが第一の感想でございます。今、相談が増えている、減っているとかご意見がございましたけれども、これ実際、ときわプラザさんなり、こども女性相談センターさんとかに行ってご相談をされるとか電話で相談をされるとか、全て含んでいるんだと思うんですけども、メール相談とかそういうのも受け付けておられるのかというところが1点確認させていただきたいなと思えました。そう申しますのも、私どもも労働相談などをメールで受けたりすることもあるんですけども、メールだから言いやすいというようなところでご

相談いただくところもあるものの、連絡先とかを書いてくださらなくて、ちょっとこっちからアプローチしようがないというようなところも出てくるものですから、きっちり自分の電話番号にかけ直してほしいとかですね、そういうようなところを記載していただくフォローアップができるのになど残念に思うところが多々ありますので、そういった相談対応の体制というか、そこを1点確認したいと思ったのと、先程来、会長がおっしゃっているデートDVですとか、望まない妊娠とか、そこは本当に大きな問題だなと思っております。ただ、DVといったときにやはり殴られるとか、そういう暴力を受けるとか、性的暴力も含めてそういったものを受けるというのもあるんですけども、例えば経済的な虐待みたいな形であったりですとか、そういうところもやはり性教育に入るのかどうかわからないですけども、そういう経済的な部分ですとか、精神的な部分そういう暴力というのもDVに含まれますよというようなところの教育段階でのアプローチと、そういうことも非常に重要なんじゃないかなと思いました。以上です。

(事務局)

まず、最初にご質問ありました、メールでの相談を受けているかどうかというところなんですけど、ときわプラザでは電話での対応のみとしています。電話で、本人に寄り添って、これ完全に匿名での相談という前提にしておりますので、匿名の上で相手方からお話しをお聞きして、それで真摯に答えていくということから、文章の上でいうのではなくて、現に会話の上でということをやらせていただいています。

(会長)

それからですね、この素案の9ページの⑤ですね。夫婦や恋人の間で行われる行為の内、暴力と思うものについて、今回新しく入ったものを見ていただくんですね、今までDVという踏んだり蹴ったりというそういうイメージがあるんですけども、いわゆる支配するっていうことには、ただ単に肉体的な暴力だけでなく精神的に、表現が適切かどうかはわかりませんが、一種のマインドコントロールですね。それがあって、非常に悲劇的な事件がたくさん発生しているのではないのでしょうか。だから、本人からすれば、それはDVなのかなあという、この辺りをどうしてグラフに入れたのかちょっと課長説明してください。

(事務局)

今委員から言われたとおり、肉体的な暴力だけでなく、こういう精神的な暴力等々が非常に大事だということで、実は最後のところを見ていただきたいんですけども、計画の数値目標の方に、教育・啓発の推進の数値目標としまして、一番下の段ですけども、夫婦や恋人間の身体的暴力以外の暴力、精神的とか、性的、社会的、経済的をDVと思う人の割合というのがですね、今、平均しますと80パーセントくらいです。さっきの表の平均を取ると80パーセントくらいなんですけど、この部分を上げていきたいというふうに考えております。で、県としては、デートDV防止セミナーをいろいろ開催させていただいているんですけども、その中でこういうのもDVに当たるんですよということを啓発しているところをございまして、こういうことでこの数を上げていきたいと考えております。

(会長)

それではですね、次の委員さん、お願いします。

(委員)

私も資料2の素案を見せていただいたときに、このアンケートですね、先ほどもおっしゃっていた、誰にも相談しなかった・できなかったというふうに答えた方の中で、相談できる相手がいないとか相談する勇気がなかったとか、相談しても思うような対応が期待できないといった回答が非常に多いということで、まずは、相談先の周知が急務というのはもちろんなんですけれども、自分でも今の現状を何か変えられるんじゃないかというような気持ちにするとか、持ってもらえるような周知方法、チラシの文字の配列とか、そういうことも大事なんではないのかなって思うように思いました。

それと、困難を抱える多くの方は孤独だったりとか、何か行動を起こした後の報復が怖かったりだとか、複数の理由で1つじゃなくて、いろんな理由で相談までたどり着けない現状があると思っています。私どもが行う労働相談のハラスメント案件とかでありましても、みなさんとっても気持ちが疲弊してやって来ます。それで、やっとの思いで相談してくれても、被害者なのに自分が悪いんじゃないかと言うんです。きっと私が悪いんじゃないかっておっしゃるんですね、被害者なのに。とっても悲しいとか切ないという気持ちがいつもするんですけれども、困難な問題を抱える女性についても同じようなことが言えるんじゃないかなと思ってまして、自分を責めるようなことが起きているかなとは思いますので、その苦しい気持ちに寄り添うという意味でも相談先の周知だったり、関係各所との連携とかをしっかりと非常に大切にしていって欲しいなということがあります。

そして、私たち連合も困難を抱える女性の支援について、非正規雇用で働く女性とかDVの問題に対して確実に行き届く支援ということで、いろんなところに要請に行ったり、労働局さんにも行かせてもらっていますけれども、行っております。この30年間ですね、働く女性というのは増えてきているんですけれども、多くが非正規雇用となっております。200万円以下で働くワーキングプアですほとんどが。その現状がありますので、また、その中でもさっきおっしゃいましたように女性のひとり親家庭というのは深刻でありまして、貧困だったりとか社会からの孤立だったり、職場での女性差別というのも受けていたりして、聞いたところではパートナーと子どもとの関係、ひとり親家庭の方にパートナーができたとか、またそこから子どもとの関係に悩むとか。いろんな問題を抱えてみなさんいらっしゃるわけです。女性が安心して生活できるようにしっかりした寄り添ったものができたらなというふうに思っております。

(会長)

つい最近出た新聞で読んだのは、自衛隊にお勤めだった方が、ある上司からセクハラを受けていて、それを上の人に言ったら本人はその人と会いたくないって言うのに、無理矢理に会わせて謝罪しろと謝罪を受け入れろと。その人からしたら厚意で丸く収めたいという気持ちがあったのかもしれないんですが、基本的にセクハラということがどういうことなのか、それを受けた被害者がどういう気持ちなのかということは基本的に欠けていると思うんです。決め手になっているのは、音声データ持っているっていうね、そのことがあって初めて防衛省も動くわけです。彼女の場合はすでに退職しているわけですね。本当を言えば、退職する前にどこかに「私こんなことされたんですけど」っていうふうに勇気を奮い起こして言ってくれたらまた違ったかなあと思うんですが。そういうふ

うな報道が出ることによっても少しずつね、ちょっと誤解を与えるかもしれませんが、自衛隊、警察、消防、ある面で命を張っている世界ですので、どうしても男性中心社会っていうかね、そういうふうなものになりがち。そういうふうなところでいろんな問題があって、そういう面で五ノ井さんが海外の雑誌で勇気のある女性に選ばれたっていうことは、非常に私は、時代を象徴しているんじゃないかなというふうに思います。

(委員)

私の勤めております職場の女子トイレの個室の中に入りますとステッカーが貼ってありまして、そこにこういうこともDV、暴力ですといっぱい項目書いてあるんですけど、例えば無視をすることか、仕事をさせないとか、行き先を細かく聞くとか、実家との交流を妨げるとか、いっぱい書いてあって、こういうことも暴力なんですというようなステッカーが貼ってありまして、思い当たることがありましたら、ここに電話して相談してくださいって書いてあるので、そういうのを見ますと、あ、そうだこれも暴力なんだ、そういえばこういうこと嫌な気持ちになるなっていうのはわかるんですけども、その電話番号を見てなかなか電話する人いるのかなってちょっと思うこともありまして、最近の朝のワイドショーで、特に若い人が電話を掛けるのが苦手だと言う人が多いって言うので、やはり、電話以外の相談の仕方っていうのも、もっといろいろあったほうがいいのではないかと思います。

(会長)

電話相談の場合は、ほとんどの場合が匿名で、全然私のこと知らない方ですよっていうのが大前提のようです。どこに相談するかっていうことも非常に大事なことだと思いますね。それはやっぱり周知徹底ね、例えばときわプラザのようなところがありますよという、そういう周知の仕方が非常に必要なんじゃないかなと思います。

(委員)

資料2の19ページの基本目標3のところに、リーフレットやステッカーの配布、ホームページへの記載に加え、若年層にも情報が届くよう工夫を行いとあるのですが、私自身が大学の子育て支援等の講義の中で、相談センターや窓口があることを知って、どんな取り組みをされているのかについても学んだのですが、どのような工夫を行って県や国の相談窓口の周知や方法をするのかを疑問に感じました。

(事務局)

今は、我々基本的に紙媒体だけで周知を行うことが多いんですけども、紙媒体でないかたちで、若い人に届ける方法というのをしっかり考えていきたいなと思っておりますので、まだ具体的にこれっていうのは無いんですけども、考えているところでございます。

(委員)

私も他の委員の話に本当よく似ているんです。やっぱり、相談しても思うような対応が得られないだろうというもこれもちょっとおかしいなと思いますし、また、相談員の方の年齢とか、あと、相談するセンターの窓口の開いている時間ね、そういうようなこともやっぱり大きく問題があるん

ではないかなと思うんです。メールだったら24時間いつでもとか、そういうふうな感じで課長さんおっしゃいましたが、紙媒体って言いましたけど、今、紙媒体で主にする方って、高齢の方だと思っと思うんですよね。だから今の時代に合ったように県から率先して取り組んでいただければと思います。

それと、物品の支援とかね。生理用品とかの支援のほうも、うちの娘とかもいろいろ市の行政のほうに取り組んでもらっているらしいんですけども、小松島市の窓口自体でちょっと敬遠されるみたいなんです。それが県と各市町村の連携っていうものが取れてないのではないかなと思うんで、それをもう少しいろいろなところにそれも届くように、いろいろな本当に良い活動している小さい団体ですけどもいると思うんで、その方たちも県のほうにも相談に来たりすることもあるかと思いますが、邪険に扱わずちゃんと聞いてあげてください。いろいろな思いを持って、自分たちの、自分たちが一番悩んでいることをいろいろな方に手助けしてあげたいっていうことで、県のほうにも相談に来たと思います。ただ、思うような返答が得られなかったと話を聞きましたので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

(会長)

そろそろ時間も押し迫っておりますので、是非にという方がもしいなければですね、議題2その他について事務局から説明をお願いします。

3 議事(2)その他について、事務局(男女参画・人権課)から「男女共同参画施策の概要」を説明。